四　次に掲げる非常災害廃棄物適正処理業者による非常災害廃棄物の処理に関する事項のうち必要なもの
イ　非常災害廃棄物の処理に係る費用負担
ロ　当該協定の期間
ハ　その他非常災害廃棄物の処理に関する事項

2　法第五条の六の二第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　協定に参加する者の氏名又は名称
二　都道府県知事が当該都道府県の区域内の市町村又は当該都道府県に隣接する都道府県に対し非常災害廃棄物の処理に関する協力を求める場合の手続
三　次に掲げる当該都道府県の区域内の市町村又は当該都道府県に隣接する都道府県による非常災害廃棄物の処理に関する協力に関する事項のうち必要なもの
イ　当該協力の内容
ロ　当該協力に係る費用負担
ハ　当該協定の期間
ニ　その他非常災害廃棄物の処理に関する協力に関する事項

（削る）

（市町村による非常災害廃棄物の処理に関する協定において定める事項）

第一条の二十一　法第六条の四第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　協定に参加する者の氏名又は名称
二　非常災害廃棄物適正処理業者による非常災害廃棄物の処理の内容
三　市町村長が非常災害廃棄物適正処理業者に対し非常災害廃棄物の処理を求める場合の手続
四　次に掲げる非常災害廃棄物適正処理業者による非常災害廃棄物の処理に関する事項のうち必要なもの
イ　非常災害廃棄物の処理に係る費用負担
ロ　当該協定の期間
ハ　その他非常災害廃棄物の処理に関する事項

（受託者が他人に委託して一般廃棄物の収集、運搬、処分等を行う場合の基準）

第一条の七の六　令第四条第三号の規定により非常災害時において受託者が受託業務を他人に委託して実施する場合の基準は、次のとおりとする。
一　日常生活に伴つて生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しないこと。
二　受託者が受託業務を委託する者（次号及び第五号において「再受託者」という。）が次のいずれにも該当すること。
イ　当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。
ロ　法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
ハ　自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。
ニ　市町村と当該受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しようとする者として記載されていること。
三　再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足りる額であること。
四　一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
五　当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

（新設）